

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗揚（養殖施設） |
| 発生日時 | 令和5年4月27日 07時05分ごろ |
| 発生場所 | 宮城県石巻市田代島北東方沖 二鬼城崎灯台から真方位079° 1,460m付近 (概位 北緯38° 18.8′ 東経141° 26.1′) |
| 事故の概要 | 漁船第三十八海援丸は、東南東進中、養殖施設に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年5月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第三十八海援丸、19トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | ON2-1345（漁船登録番号）、三高水産株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定（令和5年4月19日をもって失効中） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 機関部シャフトカバーに亀裂 養殖施設 ロープの切損等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか7人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍6人）が乗り組み、操業の目的で、岩手県陸前高田市東方沖に向け、宮城県仙台塩釜港塩釜区を出港した。</p> <p>船長は、操舵室で単独で操船に当たり、田代島北方沖の予定変針場所に到達した後、次の予定変針場所である牡鹿半島南端付近に向け、航法操舵（GPSプロッター等に設定した目的地に向けて、風や潮流の影響を補正しながら航行するもの）で航行を続けた。</p> <p>船長は、田代島と牡鹿半島との間を東南東進中、自動操舵装置の中立ダイヤルの設定を調整（船体の特性等により船が意図した方向に進まない場合に行う調整）していたところ、船尾部から異音を聞き、速度が低下したので周囲を確認し、本船が牡鹿半島の西側に設置された養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、本船の損傷状況等を確認し、自力航行は不可能と判断し、船舶所有者等に本事故の発生を連絡した。</p> <p>本船は、翌日、潜水業者によってプロペラに絡んだ本件養殖施設のロープが取り除かれた後、僚船により仙台塩釜港塩釜区にえい航された。</p> <p>船長は、本件養殖施設が牡鹿半島の西側に設置されていることを知っていたが、自動操舵装置の中立ダイヤルの設定を調整することに</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>意識が向いて、周囲の見張りがおろそかになってしまったと本事故後に思った。</p> <p>自動操舵装置の取扱説明書には、中立ダイヤルの設定を調整する際の注意事項として次の記載がある。</p> <p>航行しながらの調整になりますので、船舶周辺および針路の監視を十分におこなってください。</p> <p>本船には、GPSプロッターが搭載されていたが、避険線（障害物等がある海域と安全な海域とを区別するために設定する線）を設定していなかった。</p> |
| 分析 | <p>本船は、東南東進中、船長が、自動操舵装置の中立ダイヤルの設定を調整することに意識を向けて航行を続けたことから、本件養殖施設に向かっていることに気付かず、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が東南東進中、船長が、自動操舵装置の中立ダイヤルの設定を調整することに意識を向けて航行を続けたため、本件養殖施設に向かっていることに気付かず、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、航海計器の操作にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、GPSプロッターに避険線を設定するなど、搭載する航海計器を有効に活用すること。 ・ 船長は、受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、更新手続を確実にすること。 |